

平成二十八年十月二十八日提出
質問第九三三号

第四次男女共同参画基本計画と一億総活躍社会の実現に向けての取り組みに関する質問主意書

提出者 階 猛

第四次男女共同参画基本計画と一億総活躍社会の実現に向けての取り組みに関する質問主意書

一 今回の男女共同参画基本計画には、従業員三百人以下の企業に対しては努力義務の規定しか置かれていない。このような企業において積極的に女性の活躍を推進していくため、他に政府として取り組みを実施しているか。

二 政府は、ナイロビ将来戦略勧告に基づき、女性が指導的立場につく割合を二〇二〇年までに三十%とするための支援策を講じるとしているが、残り四年で達成しうるのか。またどのようにしてこれを達成しようとしているのか。

三 男性の家事及び育児時間の増加に向けて政府としてどのような取り組みを実施しているか。

四 政府は二〇二〇年までの男性の育児休暇取得率目標を十三%としているが、男性公務員の育児休暇の取得率を向上させるため政府としてどのような取り組みを実施しているか。

五 厚生労働省の白書において、三歳以下の子供を持つ女性の三十九・六%が短時間の正社員という労働形態を希望している。こうした女性の希望を実現するために政府としてどのような取り組みを実施しているか。

右質問する。